

一宮市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居	パートナーシップを宣誓された方（近親者を含む）を契約者の親族として取扱うこととし、一宮市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			市営住宅管理事務所 （住宅政策課） 0586-28-8649
犯罪被害者等見舞金	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族で、犯罪行為が行われた時に市内に住所を有する第1順位のご遺族に対して見舞金を支給する。	○			市民協働課 0586-28-8671
入院時の面会	入院患者への面会		○	<対象病院> 一宮市立市民病院 一宮市立木曽川市民病院	市民病院管理課 0586-71-1911 木曽川市民病院業務課 0586-86-2173
入院誓約書及び支払保証書	患者が入院の際、病院の諸規定及び病院職員の指示を守り療養に専念することを誓約するもの。また本入院にかかる治療費及びその他の費用は、患者と連帯保証人が責任をもって指定の期日までに支払うこと。未納の場合は連帯保証人が支払い義務を負うことを誓約するもの。		○	<対象病院> 一宮市立市民病院 一宮市立木曽川市民病院	市民病院医事課 0586-71-1911 木曽川市民病院業務課 0586-86-2173